

電気自動車等の整備業務における特別教習（ハイブリッド車講習） の開講について

昨今のハイブリッド自動車及び電気自動車は数百Vの電圧を有している。この数百ボルトの電圧は、厚生労働省が定める労働安全衛生規則における低圧電気（直流 750V以下、交流 600V以下）に該当する。

ハイブリッド車の点検・整備を行う事業者には、低電圧電気回路に係る作業が安全に実施できるように、**労働安全衛生法**等により従業員に対する特別教育の実施が義務付けられております。

つきましては、安全性の確保並びに整備技術の向上目的として安全教育を、下記のとおり開催しますので、多数の参加をお願いします。

尚、問い合わせは振興会(TEL 0952-30-8181)教育課までお願いします。

記

1. 講習期日等：

回	日時	講師
2	令和6年3月18日（月）	振興会事務局

2. 講習会場：一般社団法人佐賀県自動車整備振興会自動車テクニカルセンター （佐賀市高木瀬3丁目1-14）

3. 講習内容及び時間：

時間	講習内容
9：30～12：00	学科講習 低圧の電気装置に関する基礎知識
13：00～13：30	学科講習 安全作業用具に関する基礎知識
13：30～15：30	学科講習 自動車の整備作業の方法・関係法令
15：30～16：30	実習講習（取扱い、構造と仕組み等）

4. 受講定員：15名（対象：3級整備士以上の資格取得者）

5. 受講料等：7,500円（税・教材代等含）

6. 申込方法：下記「申込書」により申込み(FAX)下さい。（※申込締切日：令和6年3月8日（金））

一般社団法人佐賀県自動車整備振興会 教育課 行き
FAX(0952-30-8185)

電気自動車等の整備業務における特別教習『受講申込書』

ふりがな			S	年	月	日
受講者氏名			H			
取得資格	級		自動車			
認証番号	2-	事業所名				
電話番号			FAX			